

## インストラクター認定規約（平成 21 年 10 月改定）

DAM のインストラクターになろうとするものは、下記の規定 1 または 2 を満たし、2 名以上の DAM 世話人からの推薦をうけ、DAM 世話人会にて承認を得る必要がある。

### 規定 1)

- 1) 日本麻酔科学会専門医認定及び日本歯科麻酔学会専門医、または、気道管理に精通した臨床医学系専門医
- 2) DAM 実践セミナー、ミニ DAM、世話人会アシスタント要請コース受講修了
- 3) 3 点以上のアシスタントポイント

### 規定 2)

- 1) 日本麻酔科学会専門医認定及び日本歯科麻酔学会専門医または、気道管理に精通した臨床医学系専門医
- 2) DAM 世話人会が認定した Difficult Airway Management に関係した教育プログラムを修了したもの

### アシスタントポイント

DAM 実践セミナーのアシスタント	2 点
ミニ DAM のアシスタント	1 点
ハンズオンのアシスタント	0.5 点

## インストラクターの継続

### 規定)

インストラクターは、5 年ごとに継続するための審査を受ける必要がある。継続するには、5 年間で 7 点以上インストラクターポイントを得る必要がある。

やむを得ず働けない期間がある場合は、世話人会が承認した場合、その期間は除いて 5 年とする。

### インストラクターポイント

DAM 実践セミナーの実施責任者	3 点
DAM 実践セミナーのインストラクター	2 点
ミニ DAM の実施責任者	2 点
ミニ DAM のインストラクター	1 点
シナリオトレーニングの実施責任者	2 点
シナリオトレーニングのインストラクター	1 点

ハンズオンセミナー実施責任者 2点

ハンズオンセミナーのインストラクター 1点

注) 実施責任者がインストラクターを兼任してもポイントは合計しない。インストラクターがアシスタントとしてセミナーに参加しても同じ得点を与える

附則（平成 21 年 10 月 31 日制定分）

1. 認定期間の延長の関し、認定期間が 2009 年 10 月 31 日までの者に対しては、最大 2 年間の猶予期間を設けて更新の時期を延長する。その場合、次回更新までの認定期間は、正規の 5 年間よりその期間分を短縮する。
2. 認定期間が 2010 年 5 月 31 日から 2012 年 5 月 31 日の者（対象者数 38 名）に対しては、その認定期間をそれぞれ 2 年間延長し、今回改定した規約を適用する。

平成 18 年 10 月 28 日改定

平成 20 年 4 月 10 日改定

平成 21 年 10 月 31 日改定